

下水道のしおり

げすいどう めぐりめぐって またあおう！



令和4年度 「下水道の日」 ポスターコンクール市長賞

第二中学校 中村 友香 さん
(※ 当時)

(八代処理区・八代東部処理区)

下水道の役割について

1. なぜ、下水道が必要なのでしょうか？

わたしたちは、日常の生活をおくる中で、たくさんの水を使っています。この使われて汚された水（汚水といいます）を集めてきれいにし、川や海に流してあげるのが、下水道の役目です。ところが、まだまだ下水道の整備は遅れていますので、衛生的で快適な生活環境を作るために、計画的に下水道の整備が進められています。

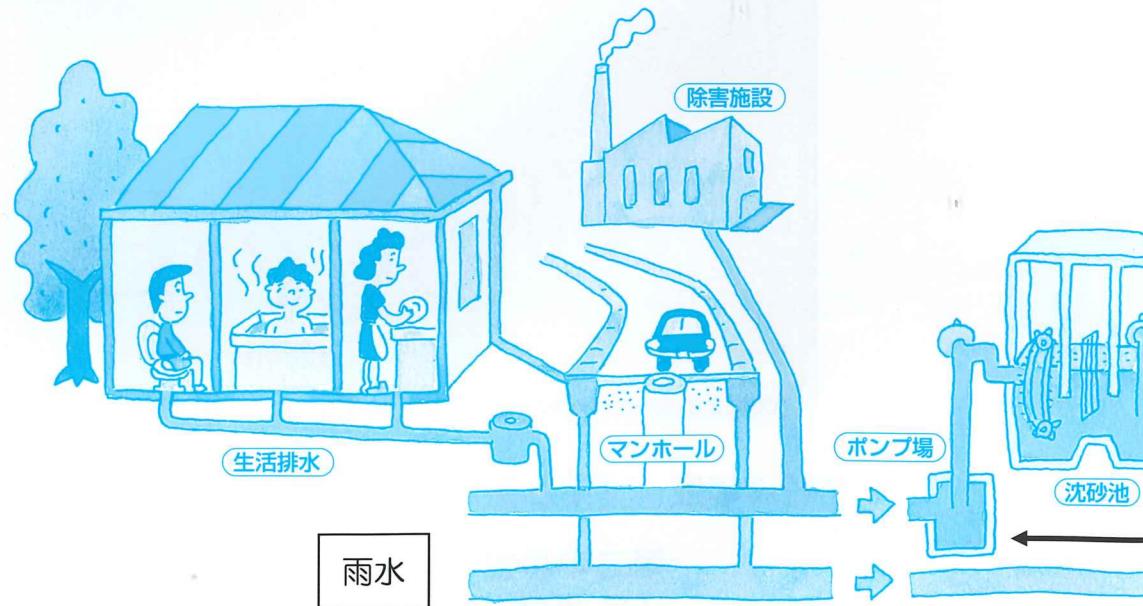
2. 何が、川や海の汚れの原因でしょうか？

わたしたちの生活が豊かになっていく中で、いつの間にか川や海を汚し、魚や虫を追い出し、きれいだった水をきたない水に変え、自然を悪くしてしまいました。

川や海を汚す大きな原因を取り去る対策として、工場排水の規制に取り組み、きれいになったところもありましたが、大きな工場がないところでも、汚れはひどくなりました。これは家庭から出る排水も、川や海を汚している原因であったからです。洗濯などに使用されている洗剤の水や、料理に使われる油や食器洗いの水（生活排水といいます）が、そのまま川や海に流されることが問題なのです。

（下水管）

道路の下などに埋められていて、汚水を処理場まで運ぶ役目をしています。下水管には、掃除や修理をするためのマンホールがところどころにあります。



雨水は、道路の側溝や排水路から雨水幹線、雨水ポンプ場を通って川や海に放流されます。

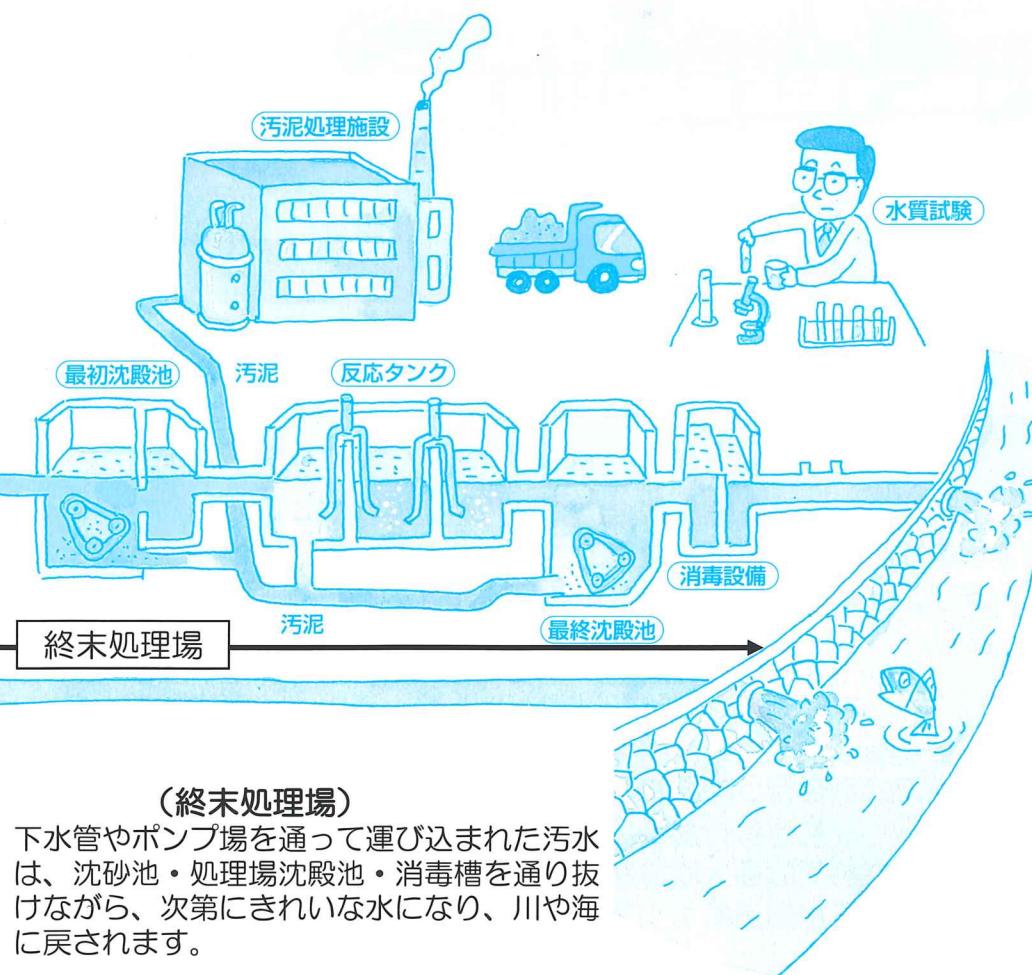
（中継ポンプ場）

下水管は勾配を利用して汚水を運びますが、あまり深くなると、お金もかかりますし、掃除がやりにくくなります。そこで、ポンプ場を設けてくみ上げて、再び流すようにします。

3. 下水道が整備されただけで水はきれいになるのでしょうか？

『うちには、浄化槽があるから、べつに下水道につなげなくてもよか』という声をよく聞きます。しかし、お風呂や炊事洗濯から出る生活排水まで処理しているのは合併浄化槽の場合で、単独浄化槽の場合は、トイレのし尿しか処理をしていません。生活排水はそのまま全部川や海に流れてしまします。合併浄化槽であってもきちんと維持管理をしなければ、単独浄化槽よりも環境を汚染する結果になる場合があります。

『地球温暖化、環境ホルモン、ダイオキシン・・・』誰もが一度は聞いたことがある言葉です。ゴミの分別収集では、ペットボトル、発泡スチロールトレイなどリサイクルに協力していただいているが、これらを洗浄した水はどこへいくのでしょうか。浄化されないまま流れていくのでは、大気の環境は守れても、水の環境は汚染されてしまいます。下水道が整備されたところでは、お早めに下水道に接続されますよう、ご協力をお願いします。



（終末処理場）

下水管やポンプ場を通って運び込まれた汚水は、沈砂池・処理場沈殿池・消毒槽を通り抜けながら、次第にきれいな水になり、川や海に戻されます。

排水設備について

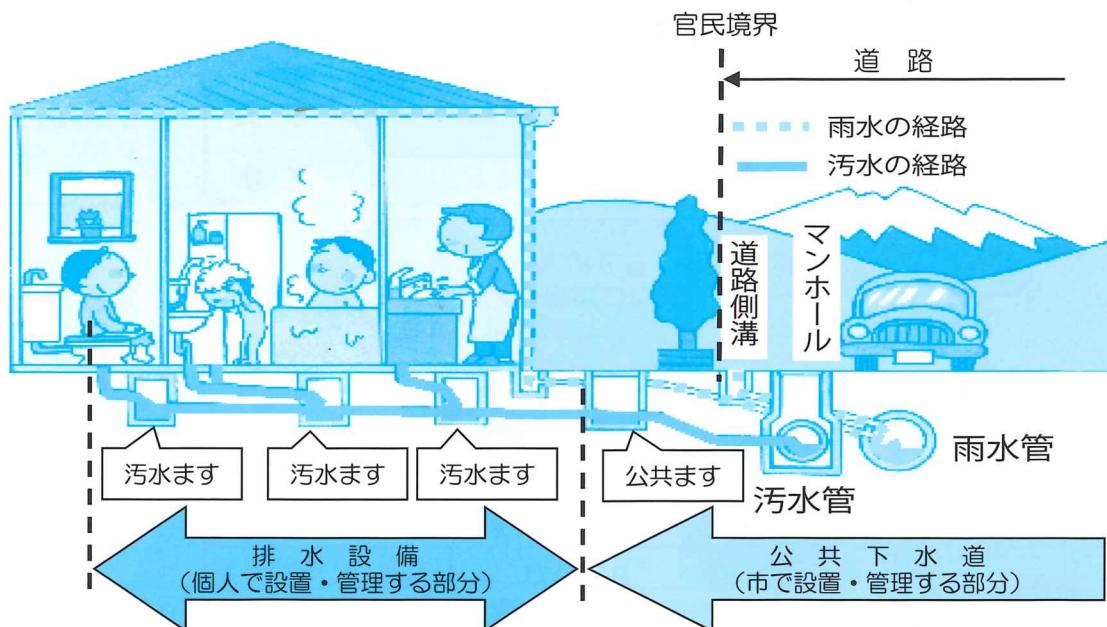
はじめに

私たちの各家庭から排水される生活排水が、直接近くの側溝や水路を流れ、川や海に流れ込むと、水路の悪臭や、蚊・ハエ等の発生につながります。

快適で清潔な生活環境を作り、美しい自然を次の世代に伝えていくために、下水道は必要な施設です。

1. 排水設備

家庭などから出る汚水（手洗い、お風呂、台所の水、洗濯の排水、水洗便所からのし尿などの生活排水。雨水は除く。）を公共下水道に流入させるための施設を**排水設備**といいます。



2. 排水設備を設置しなければならない人

排水設備をしなければならぬ人は、**処理区域内**の建築物の所有者です。

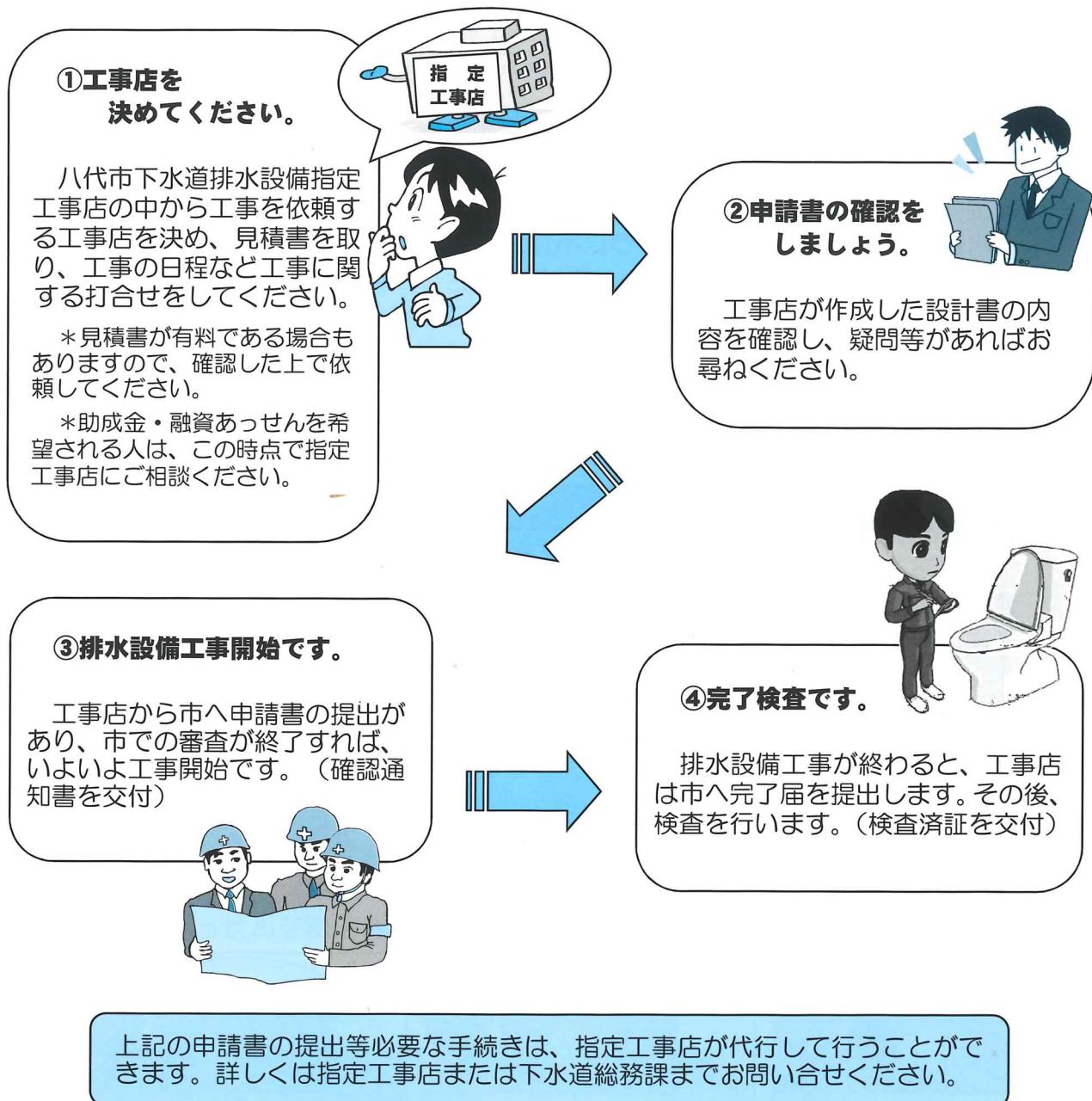
処理区域とは、公共下水道が整備された後、使用できるようになった区域で市が公示を行った区域をいいます。（毎年3月末日に公示を行います。）

3. 排水設備の設置期限

排水設備工事は、処理開始の公示を行った日から、遅滞なく行わなければなりません。（下水道法第10条）

ただし、くみ取り便所を使用されている人につきましては、処理開始公示の日から、3年以内となっています。（下水道法第11条の3）

4. 排水設備工事を行う際の手続き



5. 八代市下水道排水設備指定工事店

排水設備工事は、八代市が定めた技術基準に基づき施工する『八代市下水道排水設備指定工事店』で行ってください。

家屋の増築等で排水設備を設置されるときも、指定工事店で行ってください。

指定工事店の一覧表は、八代市のホームページ、または下水道総務課にあります。

下水道事業受益者負担金制度について

1. 受益者負担金・受益者分担金

市では、快適なまちづくりの基盤となる下水道整備について、早期の事業完成に向けて計画的に推進しています。

しかし、下水道施設を整備するには巨額の建設費を必要とします。この建設費用は、国からの補助金や借入金、さらには皆さまの市税や受益者負担金または受益者分担金（以下『負担金』といいます。）などによってまかなわれています。

下水道施設は、道路や公園のように不特定多数の人が利用できる施設と違って、整備することによって利用できる人が限られてきます。

このため、建設費を税金だけでまかなうことになると、下水道の恩恵を受けない地域の人に対し不公平になってしまいます。そこで、下水道の建設費の一部を負担していただき、下水道の建設を促進していくために、負担金制度が設けられています。（P7のQ&Aを参照）

2. 負担金の対象となる土地

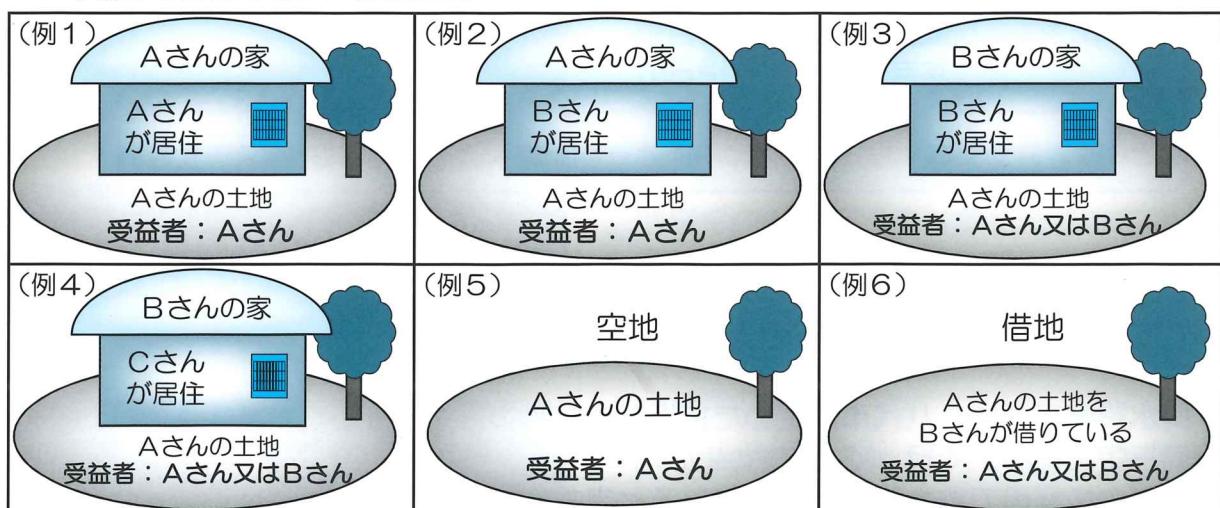
公共下水道が整備された処理区域内の土地は、すべて負担金の対象となります。

（注）空地や駐車場などの土地も含みます。

3. 負担金を納めていただく人

公共下水道が整備された処理区域内の土地の所有者、またはその土地の使用について権利を持っている人になります。これらの人を**受益者**といいます。

負担金を納める人（受益者）



（注）権利者が2人以上の場合、お互いの話し合いで受益者を決定していただきます。

4. 負担金の額とその計算

負担金は、土地の面積に応じてかかります。

負担金額は、245円（1平方メートルあたり）に土地の面積を乗じて計算します。

$$245\text{円} \times \text{土地の面積} (\text{m}^2) = \text{負担金額} (\text{円})$$

（例）330m²（約100坪）の土地の場合

※10円未満切り捨て

$$245\text{円} \times 330\text{m}^2 = 80,850\text{円} \text{（負担金額）}$$

初回払い・・4,090円 2回目以降・・4,040円×19回=76,760円

5. 負担金の納付方法と納期

負担金は、**5年に分割し**、さらに1年を4期に分け、**計20回払い**で納めていただきます。

第1期	7月1日～7月31日
第2期	9月1日～9月30日
第3期	12月1日～12月25日
第4期	翌年2月1日～2月末日

自主納付・・送付した納付書で、納期限までに市内の金融機関・市役所・支所・出張所等で直接納めていただく方法です。

口座振替・・納期限ごとに預金口座から自動振替により納めていただく方法です。
(口座振替の場合は分割納付のみとなります。)

6. 一括納付と報奨金

負担金は、納期限までに一括または複数期分をまとめて納めることができます。

この場合、納付期数に応じて報奨金を差し引いた額を納めていただきます。

一括納付期数	報奨金交付率
4期分以上	納付すべき額の 4%
8期分以上	// 9%
12期分以上	// 14%
16期分以上	// 19%
20期分	// 24%

（例）330m²（約100坪）の土地の場合（上記4の例）で報奨金を算出しますと

（1）1年分（4期分）を一括で納付する場合

$$(4,090\text{円} + 4,040\text{円} \times 3\text{期分}) \times 4\% = 640\text{円}$$

第1期分

第2期～第4期分

交付率

報奨金

（2）5年分（20期）を一括で納付する場合

$$80,850\text{円} \times 24\% = 19,400\text{円}$$

第1期～第20期分

交付率

報奨金

納めていただくのは

$$80,850\text{円} - 19,400\text{円} = \underline{\underline{61,450\text{円}}} \text{ になります。}$$

7. 賦課対象区域の決定

下水道の処理区域となったら、毎年4月初めに公告し、公告の日現在の受益者に負担金を納めていただきます。

*処理区域：公共下水道が整備され、使用できるようになった区域をいいます。

8. 負担金の徴収猶予

賦課対象区域内の土地はすべてが負担金の対象となります。下表に該当する場合には負担金の徴収が猶予される場合がありますので申し出てください。

受益者負担金徴収猶予基準

対象	猶予期間	猶予額
災害等により負担金を納付することが困難であると認められる受益者	被害の程度に応じ3年間を限度として市長の認める期間 (毎年更新すること)	全額
田、畠、その他これらに準ずる土地に係る受益者(ただし、土地の状況により宅地と認められるものを除く)	宅地として使用し、又は使用できる状態にあると認められるまでの期間	全額
係争地	受益者が決定するまでの期間	全額
生活保護を受給中である受益者	市長が認める期間(毎年更新すること) *証明要	全額

受益者負担金（分担金）についてQ&A

◎受益者とはどんな人を言うのですか？

受益者とは下水道の供用開始区域内に所在する土地の所有者の方をいい、下水道事業受益者負担金を納めていただく人になります。

ただし、特別な場合（その土地が質権、使用貸借権、賃貸借等による権利の目的となっている場合）は、それぞれの権利者が受益者となります。市としては、土地の所有者と権利者の話し合いによって受益者を決めていただくこととしています。

◎下水道を利用しなくても負担金を支払うのですか？

下水道が整備されていれば、仮に浄化槽が壊れたり、家を建て直すといった場合には、すぐに下水道をご利用いただくことができます。これは、下水道が整備されている区域の方々だけが受ける利益と言えます。そのため、下水道をご利用でなくても、下水道が整備されていない区域の方々との公平を図るために工事費の一部負担金として、下水道事業受益者負担金（分担金）を納付していただくことになります。

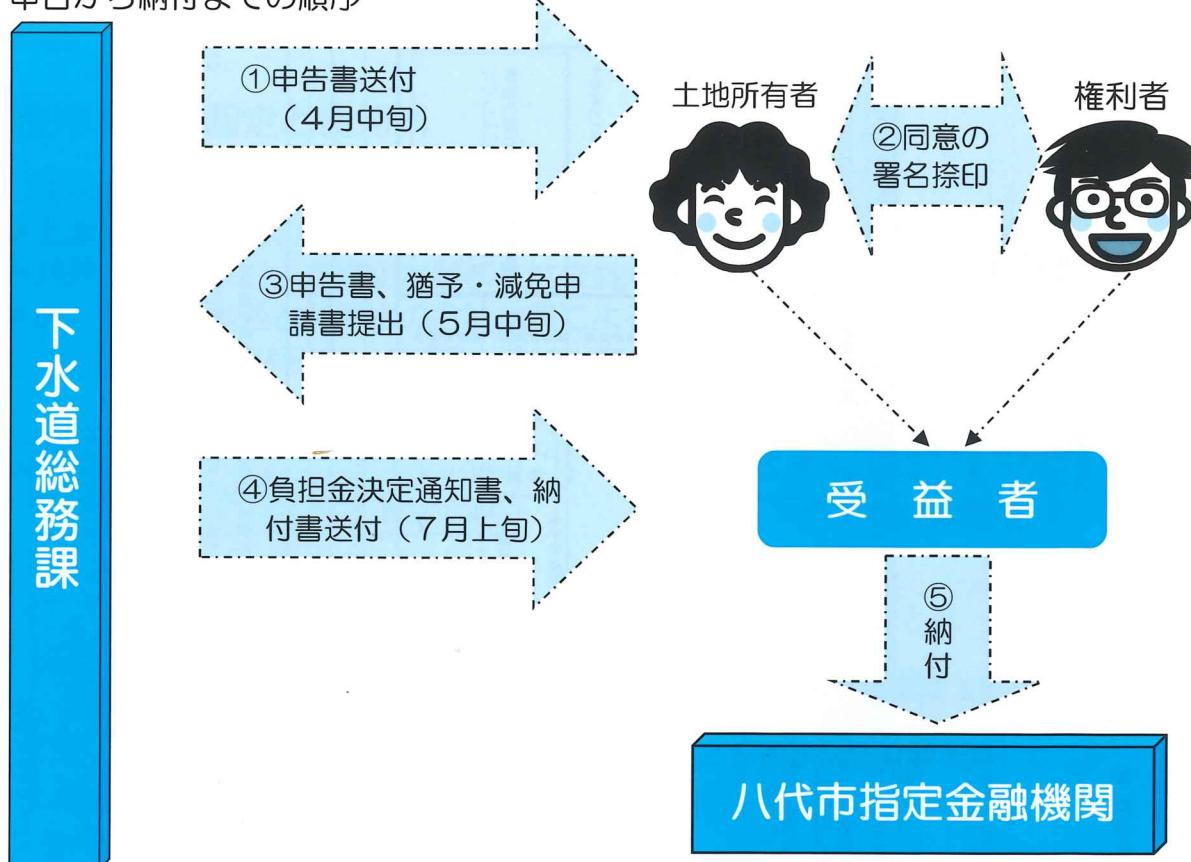
9. 負担金の減免

負担金は、賦課区域内のすべての土地にかかりますが、道路や公園などの公共施設、宗教法人や社会福祉法人が使用する施設の用地、町内の公民館の用地などの場合は、減免基準に基づき負担金が減免される場合があります。

10. 受益者は申告制

受益者負担金制度は受益者の申告制になっています。

申告から納付までの順序



11. その他の手続き

◎受益者の変更

土地の売買等により受益者に変更があった場合は、すみやかに受益者変更届を提出してください。受益者変更届の提出が無い限り、受益者の変更はできません。
なお、この届出は当事者双方の署名・捺印が必要です。

◎納付代理人

受益者が市内に住所、事務所などを有しないときは、市内に住所を有する納付代理人を定め納付代理人届を提出してください。

◎住所の変更

受益者又は納付代理人が住所を変更したときは、すみやかに住所変更届を提出してください。

◎徴収猶予・減免の理由消滅

徴収猶予又は減免を受けた後にその理由が消滅したときは、すみやかに届け出てください。

記入例

6

〒866-8601
八代市松江城町1-25
八代 太郎 様 (バーコード)

令和5年度 賦課

下水道事業受益者申告書 兼 減免 徴収猶予 申請書

(あて先)八代市長

様式第1号・第4号・第7号

令和5年 4月 20日

八代市公共下水道事業（八代処理区・八代東部処理区）受益者負担及び受益者分担に関する条例施行規則第3条（受益者の申告）、第13条（負担金の徴収猶予の申請等）及び第15条（負担金の減免申請等）の規定により次のとおり申告・申請します。

※提出期限 令和5年4月28日(金)

受益者番号 0000000000

所有権の有する土地		左記の土地について土地所有者以外の方が受益者（権利者）となる場合に記入してください。					減免・徴収猶予の申請		※決定				
土地の所在	台帳地目	地積(m ²)	用途	地積(m ²)	権利者住所・電話番号	権利者氏名又は名称	権利の種類	負担金の減免	負担金の徴収猶予	減免	徴収猶予		
八代市松江城町1-25	宅地	330.00	受益者（権利者）の変更が無い場合は何も記入しません。 納付書は上記に署名された方宛に送付します。					④	1. 地上権 2. 永小作権 3. 賃権 4. 使用賃借権 5. その他の権利	面積(m ²) 理由	面積(m ²) 理由	可・否	可・否
	宅地												
八代市松江城町1-26	公衆用道路	381.00		〒 TEL() -	フリガナ 氏名又は名称	④	1. 地上権 2. 永小作権 3. 賃権 4. 使用賃借権 5. その他の権利	面積(m ²) 理由	面積(m ²) 理由	可・否	可・否		
	公衆用道路												
八代市松江城町1-27	田	800.00		〒 TEL() -	フリガナ 氏名又は名称	④	1. 地上権 2. 永小作権 3. 賃権 4. 使用賃借権 5. その他の権利	面積(m ²) 理由	面積(m ²) 理由	可・否	可・否		
	田												
八代市松江城町1-28	宅地	1200.00	店舗	100.00	〒866-0862 八代市松江城町1-28 TEL 0965-33-4147	フリガナ 氏名又は名称 八代 次郎 ④	1. 地上権 2. 永小作権 3. 賃権 4. 使用賃借権 5. その他の権利	面積(m ²) 理由	面積(m ²) 理由	可・否	可・否		
	宅地												
合計(m ²)	2711.00	備考											

(代表者を定めた場合) 同一の土地について所有者が2人以上あるので次のとおり連署して上記の申告をします。

所有者	住所	④	④	④	④	④
-----	----	---	---	---	---	---

申告するときの注意事項 ※八代東部処理区については「受益者負担金」は「受益者分担金」と読み替えてください。

- この申告は、受益者負担金の「賦課対象区域」として告示された地域内の土地の所有者が、受益者としてするものです。土地の所有者は、記載事項確認のうえ署名押印してください。
- 記載された土地について、地上権、永小作権、賃権、使用賃借権又は賃貸借権などの権利が設定されている場合（一時使用の場合は除く。）は、それぞれの権利者が受益者になります。しかし、その事実を確証する必要がありますので必ず所有者として連署して下さい。
- 申告のない場合は、土地の所有者に受益者負担金が課せられますからご承知ください。
- 同一の土地について2人以上の所有者のある場合は、代表者を選定してください。所有者は、それぞれ所定の欄に連署してください。
- 「所有権の有する土地」の欄には、それぞれあらかじめ記載してありますので、ご確認ください。
- 「用途」の欄には、実際に使用されている様態を記入してください。
- 「権利の種類」の欄には、地上権、永小作権、賃権、使用賃借権などの該当する項目に○を記入してください。
- 「減免・徴収猶予の申請」の欄には、受益者負担金の減免並びに徴収猶予を受けたい場合に、該当部分の面積及びその理由を記入してください。なお、「※決定」欄は記入しないでください。
- 「備考」の欄には、地積などが現況と異なる場合また、土地移転登記がなされていない場合等について、その理由や参考となる事項を記入してください。
- この申告書提出後、受益者に変更のあった場合は、その旨を記入してください。

○/○ページ

申告書の記入日を記入してください。

下表の土地の受益者となる権利者の住所、氏名、電話番号を記入し、押印をしてください。共有地の場合は、代表者について記入してください。

下表の土地の受益者以外の権利者の住所、氏名、電話番号を記入し、押印をしてください。

受益者の住所以外に送付先等を設定したい場合は備考欄に記入してください。

同一の土地について所有者が2人以上いる場合は、代表者以外の住所、氏名、電話番号を記入し、押印をしてください。

下水道使用料について

1. 下水道使用料とは

家庭から流れる汚水を下水管で水処理センターに集め、きれいに処理をして川や海に返します。下水道使用料は、これらの施設の維持管理費及び建設に要した借入金の返済にあてています。家庭からの汚水が市の公共下水道に流れるようになると、くみ取り料や浄化槽の維持管理費は不要になり、下水道使用料がかかるようになります。

2. 使用水量の認定と使用料

使用水量の認定は・・・

- ◆上水道 上水道の検針水量による
- ◆井戸水 人数による認定水量または検針水量による
- ◆併用 上水道と井戸水の合計水量による

(使用状況によっては認められない場合がありますのでおたずねください。)

井戸水認定水量（1ヶ月につき）

区分	認定水量	1人当り 認定水量
1人世帯	9m ³	9m ³
2人世帯	16m ³	8m ³
3人世帯	21m ³	7m ³
4人世帯以上	人数×6m ³	6m ³

こんなときには、必ずお電話を！

- ◎井戸水使用者（人数認定）でお住まいの人数に変更があったとき
- ◎下水道の使用を休止、廃止するとき
- ◎上水道と井戸水を切り替えるとき

使用料計算方法について（1ヶ月につき）

用途	基本使用料		超過使用料（1m ³ につき）	
	汚水量	使用料	汚水量	使用料
一般	8m ³ まで	1,267円	8m ³ を超え20m ³ まで	198円
			20m ³ を超え30m ³ まで	203円
			30m ³ を超え50m ³ まで	215円
			50m ³ を超え100m ³ まで	220円
			100m ³ を超えるもの	232円
公衆浴場	1m ³ につき29円			

*上表の使用料に消費税が加算されます。(10円未満切り捨て)

使用料の計算例（1ヶ月に35m³を使用したとき）

※消費税率10%の場合

基本料金	8 m ³	=	1,267 円
従量料金	198 円 × 12 m ³	=	2,376 円
	203 円 × 10 m ³	=	2,030 円
	215 円 × 5 m ³	=	1,075 円
消費税	(1,267 円 + 5,481 円) × 0.1	=	674 円
合計			7,420 円

*10円未満切り捨て

3. 使用料の納入方法

◆口座振替

- ・納期限ごとに口座振替により納めていただく方法です。
- ・口座振替申込書は、市内金融機関窓口に備え付けてあります。
- ・『預金通帳』、『届出印』と『納付書』をお持ちになって、ご利用の金融機関にて手続きしてください。

◆自主納付

- ・毎月末に送付する納付書で、納期限までに市内の金融機関・市役所・支所・出張所・コンビニエンスストアなどで直接納めていただく方法です。

◎使用料金早見表（消費税率10%の場合）

水量 (m³)	料金 (円)	水量 (m³)	料金 (円)	水量 (m³)	料金 (円)
0~8	1,390	24	4,900	40	8,600
9	1,610	25	5,120	41	8,840
10	1,820	26	5,340	42	9,070
11	2,040	27	5,570	43	9,310
12	2,260	28	5,790	44	9,550
13	2,480	29	6,010	45	9,780
14	2,700	30	6,240	46	10,020
15	2,910	31	6,470	47	10,260
16	3,130	32	6,710	48	10,490
17	3,350	33	6,940	49	10,730
18	3,570	34	7,180	50	10,970
19	3,780	35	7,420	60	13,390
20	4,000	36	7,650	70	15,810
21	4,230	37	7,890	80	18,230
22	4,450	38	8,130	90	20,650
23	4,670	39	8,360	100	23,070

助成制度について

応援します
水洗化！

1. 排水設備工事費助成金

八代市では、処理開始区域の一日も早い水質保全、生活環境の改善のため、くみ取り便所や浄化槽を廃止して公共下水道に接続するための改造工事を行う方に、助成金があります。

(1) 助成金を受けることができる人の資格は

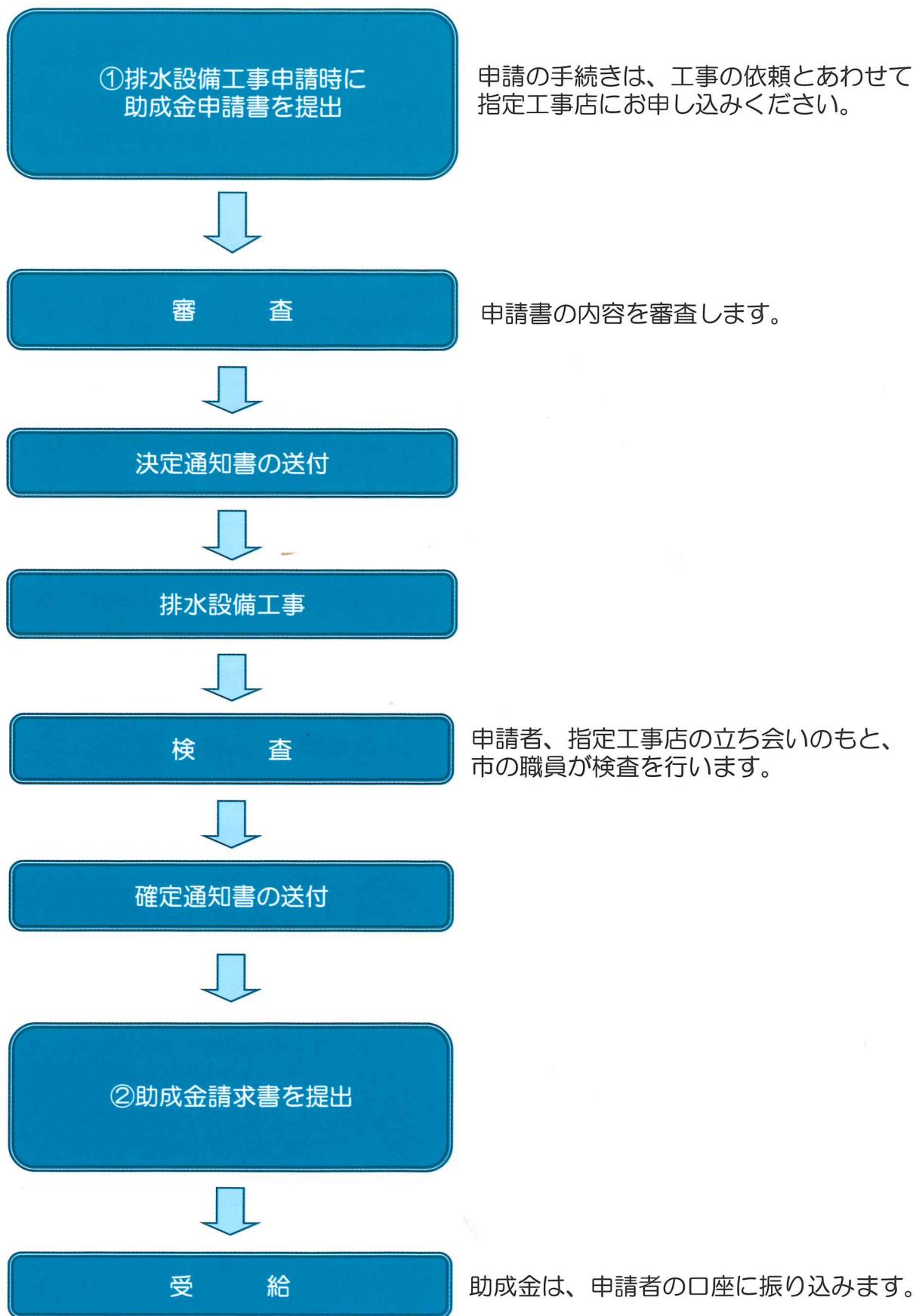
- ① 家屋所有者、またはその同意を得た使用者であること。
- ② 市税及び下水道受益者負担金（分担金）を滞納していないこと。
- ③ 下水道受益者負担金（分担金）の猶予または減免を受けていないこと。
- ④ 「融資あっせん及び利子補給制度（P14）」に基づく融資あっせんを受けていないこと。

(2) 助成金額

- くみ取り便所からの改造工事 助成金額 80,000円
- 単独浄化槽からの改造工事 助成金額 40,000円
- 合併処理浄化槽からの改造工事 助成金額 30,000円
- 補助金交付済合併処理浄化槽からの改造工事 助成金額 20,000円

排水設備工事費助成金を希望される人は、指定工事店へ工事の依頼とあわせてご相談ください。

(3) 排水設備工事費助成金の申込みから受給まで



2. 排水設備工事費の融資あっせん及び利子補給制度

八代市では、下水道が使えるようになったら1日でも早く排水設備工事を行っていただるために、工事費の融資を金融機関にあっせんしています。

(1) 融資を受けることができる人の資格は

- ①家屋の所有者又は排水設備工事について所有者の同意を得た家屋使用者で、市内に住所を有すること。
- ②融資を受けた工事資金の償還能力を有すること。
- ③市税、下水道受益者負担金などを滞納していないこと。
- ④連帯保証人を有すること。(申請者と別の生計を営んでいる者)
- ⑤助成金の交付を受けていないこと。

(2) 融資の限度額・・・50万円以内

(3) 返済期間・・・36ヶ月以内

(4) 融資利率・・・年4.5%

(5) 返済方法・・・口座振替による元利均等月賦償還

(6) 必要な書類

	【申請者】	【保証人】
融資あっせん 申請時に提出	①融資あっせん申請書 ②納税証明書	①納税証明書
融資あっせん 契約時に提出	①借入申込書 ②貸借契約証書 ③印鑑証明書 ④その他取扱金融機関 が必要とする書類	①印鑑証明書

(7) 取扱金融機関・・・ゆうちょ銀行を除く市内の金融機関

(8) 申し込み方法

融資あっせんを希望される人は、指定工事店へ工事の依頼とあわせてご相談ください。

(9) 利子補給について

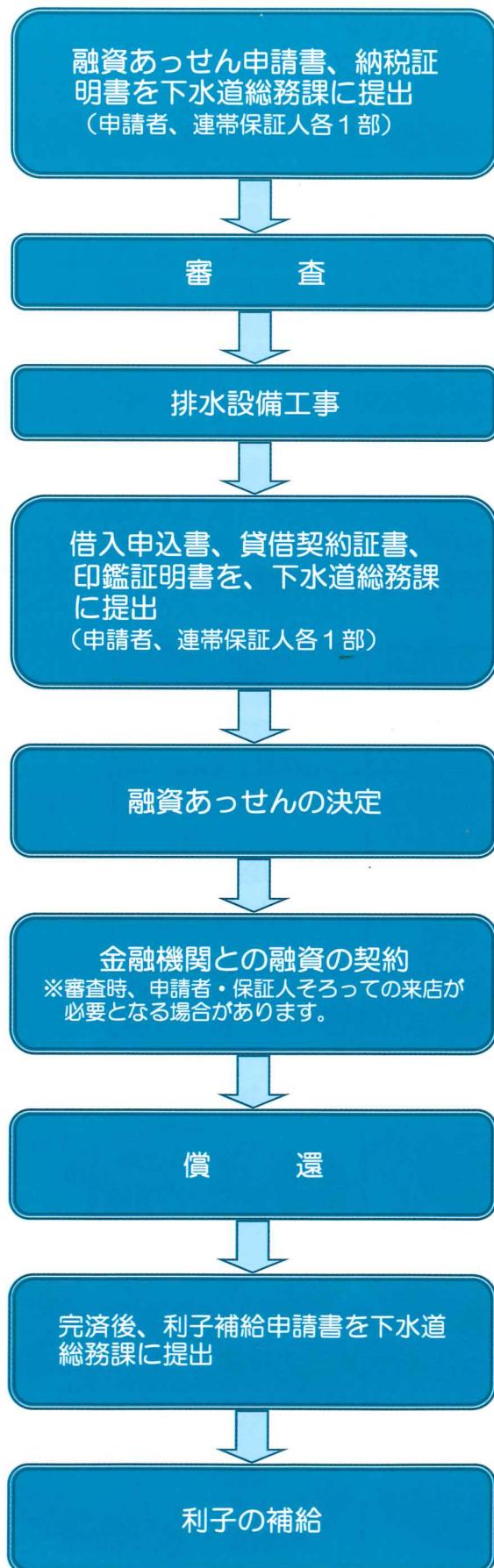
融資金の返済が終わりましたら、市が利子を補給します。

*処理区域となった日から

①1年内に排水設備工事を行った場合、**利子の全額**を補給します。

②1年を超える3年内に排水設備工事を行った場合、**利子の半額**を補給します。

(10) 融資あっせんの申し込みから利子補給まで



申請の手続きは、工事の依頼とあわせて指定工事店にお申し込みください。

申請書の内容を審査します。

申請者及び保証人が、下水道総務課へ来ていただることになります。
(注) 印鑑証明書は、発行後1ヶ月以内のもの。

市から申請者あてに融資あっせん決定通知書（写）を送付します。

市が申請者の代わりに融資の申込みを行います。また、その後銀行の審査があります。
(融資金は、銀行から工事を行った指定工事店の口座に直接振り込みます。)

毎月、金融機関が指定する日に申請者の口座から引き落とされます。

融資金の返済完了後（銀行から市に完済証明書が届きます）、利子補給申請書を提出していただきます。

市が申請者の口座に利子を振り込みます。

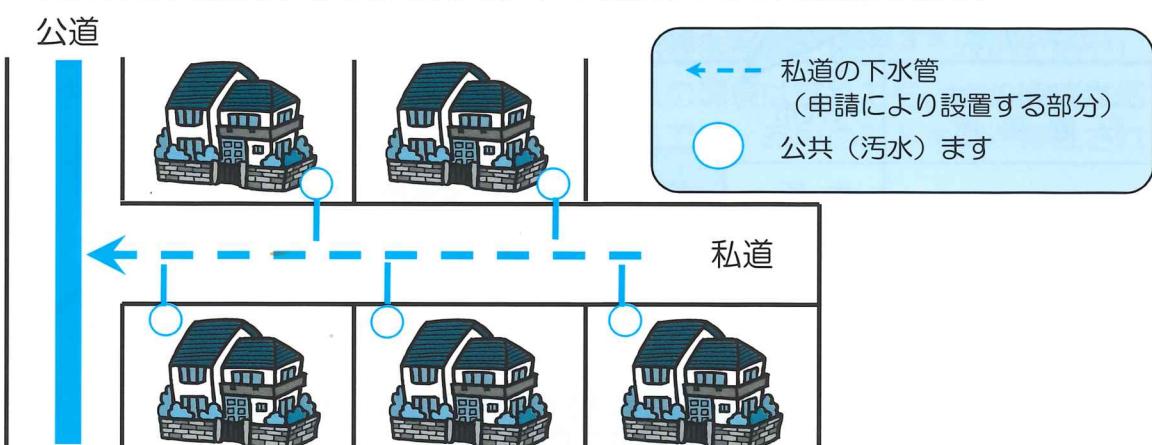
私道への下水道整備について

八代市では、下水道の整備促進を積極的に行っていますが、私道については、原則として利用する人が個人の費用で下水管（排水設備）を設置していただくことになっているため、整備が進んでいない私道が見受けられます。

そこで本市では、一定の条件を満たしている私道について、下水道の設置工事を行っています。

3. 私道への公共下水道設置

私道に隣接する皆様の要望で、下記の条件を満たせば、私道の所有者から土地を無償で使用する承諾を得て、市が私道に下水管を設置します。



(1) 適用条件

- ①公共下水道が整備済みの区域又は当該年度に整備を予定する区域内の私道であること。
- ②私道の一端が公道に接続していること。
- ③公共下水道を支障なく設置する幅員があること。
- ④公共下水道に接続する家屋が2戸以上であり、かつ、家屋の所有者が2人以上あること。
- ⑤その私道が不特定多数の人の交通の用に供され、かつ、その利用について何ら制限が設けられていないこと。
- ⑥私道の形態が明確であり、私道の土地所有者及び土地の所在位置が明確であること。
- ⑦私道の土地所有者全員が、私道へ下水管を設置するため土地を無償で使用することを承諾すること。
- ⑧私道に面した家屋所有者又は利用者全員が速やかに排水設備を設置すること。

(2) 費用負担

布設工事は、市が費用を負担して施工し、完成後も公共下水道として維持管理を行います。（路面は地元管理）

（注）受益者負担金については、公道の工事と同じように納めていただきます。

(3) 申請方法

私道の土地所有者及び家屋所有者など下水管の設置を希望する人の中から代表者を選び、下水道建設課へお問い合わせください。

記入例

公共(汚水)ます設置申請書

八代市長

提出日でお願いします。

令和 年 月 日

申請者 住 所

申請者の現住所、氏名、連絡先をご記入下さい。

氏 名

印

電 話

捺印

公共ますを設置する箇所の住所をご記入下さい。

公共(汚水)ます設置について下記のとおり申請します。

公共(汚水)ます設 置 場 所

八代市 町

土地所有者

住 所

公共ますを使用する家屋所在地の土地所有者についてご記入下さい。

捺印

申請者との続柄

印

家屋所有者

住 所

公共ますを使用する家屋の所有者についてご記入下さい。

本人、配偶者、父母兄弟、祖父母、請負者など

申請者との続柄

印

建築物の種類に○をご記入下さい。

建築の種類等

自宅()、貸家()、アパート等()

事業所等()、名称 遊戯施設()

※兼用等の場合は、複数に○印をつけて下さい。

捺印

浄化槽 基 汚み取り便所 個

使用個数(空家含) 戸 使用人数 人

公共ます設置希望日 令和〇年△月〇△日頃 (入居予定日) 令和〇年△月□〇日

引込等施工予定

水道()、ガス()、その他()

※公共(汚水)ますを宅地に設置する場合記入して下さい。

必ずしも希望日に設置できるとは限りませんが、参考日としてお知らせ下さい(通常、申請から3か月程度掛かります)

也所有者承諾書

同時期に施工予定の工事等がありましたら、○をご記入下さい。

公共(汚水)ますを設置することを承諾します。

土地所有者

住 所

氏 名

電 話

印

公共ますを設置する土地の所有者の住所、氏名、連絡先をご記入下さい。

捺印

※ 公共ます設置位置要望見取図・排水設備業者は裏面に記載して下さい【添付書類:字図、要約書等】

記入例

公共(汚水)ます設置について

- 公共(汚水)ますは1敷地に1箇所とします。
- 公共(汚水)ますまでの工事は本市で施工しますが、宅地内の排水設備は、各自の負担で行って下さい。
- なお、工事について御不審な点は、本市監督員におたずね下さい。

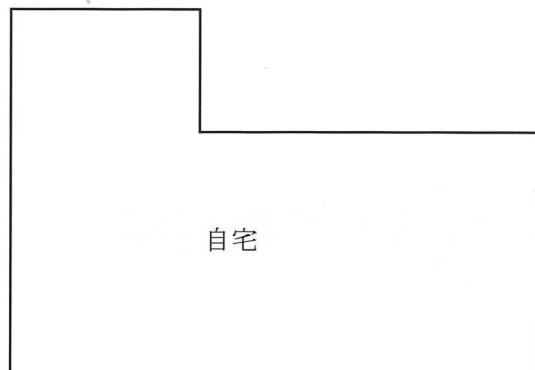
公共(汚水)ます設置位置要望見取図

道路

道路側溝より0.5m



ブロック塀より1.0m



※ 公共(汚水)ますの設置位置については、便所、風呂場、炊事場等の排水設備を考慮の上お決め下さい。希望の深さ、鉄蓋の有無等も分かればご記入下さい。

<排水設備工事>

※決定している場合はご記入下さい。

施工業者 :

市の指定工事店となります。可能であれば、連絡先は携帯番号をご記入下さい。

担当者 :

連絡先(携帯):

お問い合わせは

八代市建設部 下水道建設課(工事・計画・維持管理)

TEL 33-4458 (直通)

八代市建設部 下水道総務課(排水設備・負担金・使用料)

TEL 33-4147 (直通)

夜間・休日の緊急対応については

八代市下水道修繕センター

TEL 32-7990